

小郡市手話言語条例（案）

手話は、音声言語とは異なり、手の形、位置、動きに加えて表情や強弱などを用いて視覚的に表現する独自の文法体系を持つ言語である。ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティであり、ろう者が物事を考え、お互いの感情を理解し、知識を蓄え、文化を創造する上で必要な言語として大切に育まれ、受け継がれてきた。

しかしながら、昭和８年に全国のろう学校で手話の使用が事実上禁止されて以来、ろう者は手話を学ぶことのみならず、手話で教育を受けることもできず、口話教育を余儀なくされてきた。ろう者は、自由に手話を使用できる環境が整えられなかったことにより、十分な情報を得られず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。また、聞こえる人も、ろう者について理解する機会が少なく、互いを十分に分かり合える環境になかった。

このような中、平成１８年１２月に国際連合総会において、手話を言語として法的に位置付ける内容を含む障害者の権利に関する条約が採択され、我が国においても、平成２３年に障害者基本法を改正した上で、平成２６年１月に当該条約を批准した。これにより、我が国でも手話が言語として法的に位置付けられたが、いまだ十分に手話への理解や普及が進んでいるとは言えない。

こうした認識の下、ろう者が個々の特性に応じて言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を守ることができる環境づくりを推進することにより、ろう者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第１条 この条例は、手話が言語であるという認識の下、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） 聴覚障がいのある人 聴覚の機能の障がいがある者であつて、当該障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (2) ろう者 聴覚障がいのある人のうち、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 聴覚障がいのある児童等 聴覚障がいのある人のうち、幼児、児童又は生徒をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を営む個人をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であるという認識の下、ろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現を旨として行われなければならない。

- 2 手話の理解促進及び普及は、ろう者及びろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性及び人格を互いに尊重すること並びに手話の理解促進及び普及は、手話が言語であると認識し、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者及び手話に対する市民の理解の促進、手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備を図るため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ろう者及び手話に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用その他の必要かつ合理的な配慮に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) ろう者及び手話に対する理解並びに手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による情報取得の機会の拡大及び手話言語を使いやすい環境構築のための施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 聴覚障がいのある児童等に必要な情報の提供及び相談体制の整備に関する施策

(5) 手話通訳者の配置及び手話奉仕員の養成に関する施策

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

- 2 市は、前項に掲げる施策の実施において必要がある場合は、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(学校における手話の普及)

第8条 市は、学校教育を通して手話への理解及び手話の普及を図るよう努めるものとする。

(災害における措置)

第9条 市は、災害その他の非常事態において、ろう者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、県その他の関係機関と連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(検討)

- 2 市は、社会環境の変化及びこの条例の規定の施行の状況その他手話に関する取組の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。